

「(仮称) 中紀第二ウィンドファーム事業」環境影響評価方法書に係る  
環境の保全の見地からの和歌山県知事意見

1 基本的・全般的事項

(1) 環境影響評価の基本的な考え方

環境影響評価は、制度に規定された手続や既存の手法を機械的に履行し、一定の基準等を満たせばよいというものではない。環境への影響をできる限り回避・低減する「ベスト追求型」の姿勢に立って、基本的に調査、予測及び評価を実施すること。

(2) 具体的な事業計画に基づく環境影響評価の実施等

風力発電設備の諸元や配置位置等の具体的な事業計画を明らかにした上で、環境影響評価項目の選定並びに当該項目に関する調査、予測及び評価の手法を見直すこと。その上で重大な環境影響を回避又は十分に低減できる根拠を明らかにすること。

(3) 事業計画等の積極的な見直し

環境影響評価の結果、本事業の実施による重大な環境影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備の規模、配置等の再検討を中心に、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画全体の見直しを積極的に進めること。

(4) 累積的な影響

本事業が予定されている白馬山脈及びその近隣では複数の風力発電事業が存在するが、それらとの累積的な環境影響について、適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

(5) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

(6) 関係機関等との連携及び住民への説明

本事業の今後の検討に当たっては、関係する地方公共団体の意見を十分踏まえ、環境影響評価手続を進めること。また、住民等の関係者に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

(7) 過去の環境影響評価等の活用

事業者は、本事業と隣接する「中紀ウィンドファーム」のほか、全国で複数の風力発電事業の環境影響評価の実績があることから、それらで行われた環境保全措置や事後調査の結果の検証、分析等を本事業へ活用するとともに、予測、評価に比べ著しく環境への影響が出ているものについては、合理的な理由が無い限り採用を控えること。

2 個別的事項

(1) 騒音、低周波音及び風車の影

施設の稼働に係る騒音、低周波音及び風車の影の調査、予測、評価は、風力発電設備や音源の諸元、近傍の他の風力発電事業の状況、風向・風速などの気象条件や地形、民家等の配置などの地域特性を踏まえて、影響が最大になると考えられる条件で行うこと。その結果を

踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔すること等により、生活環境への影響を回避又は十分に低減すること。

## (2) 動物

対象事業実施区域及びその周辺は、サシバやハチクマ等の主要な渡りの経路となっているほかクマタカ等の営巣が確認されていることから、本事業の実施により風力発電設備への衝突事故及び移動経路の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。このため、専門家等からの助言及び「中紀ウィンドファーム」との累積的な影響を踏まえた鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は十分に低減すること。

## (3) 植物及び生態系

ア 土地の改変等が行われることにより、植物及び生態系の消失等の影響が懸念されことから、現地調査により天然林等自然度の高い植生が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について調査、予測及び評価を行うこと。

また、その結果を踏まえ、天然林等自然度の高い植生の伐採については避けるとともに、必要に応じ風力発電設備の基数の削減や、対象事業実施区域の縮小等を行い、土地の改変等による植物及び生態系に対する影響を回避又は十分に低減すること。

イ 現地調査に当たっては、植物学、生態学調査等必要な専門知識を持つ者が行うこと。

## (5) 景観

ア 地域住民へのヒアリングやアンケートなどを行うことにより、可能な限り地域住民の景観への考え方を把握し、風力発電設備の配置等へ反映させること。

イ 調査期間については、周辺の自然景観の四季の変化を十分に勘案すること。

ウ 環境保全措置による影響の低減の程度については、フォトモンタージュで比較を行うなど適切な方法により客観的に評価できるようにすること。

## (6) その他

ア 森林伐採、土地の改変等の工事及び設置される風力発電設備の製造・輸送・稼働・廃棄等による温室効果ガスの排出量等と風力発電設備の導入による温室効果ガスの削減量について、評価等を検討すること。

イ 助言を求める専門家等については、当該地域を熟知した者に依頼すること。

ウ 環境影響評価の図書は、専門的な内容が多く膨大な量となることから、準備書の作成に当たっては、可能な限り住民等地域社会にわかりやすい内容、表現となるよう配慮すること。

## 3 当該地域を管轄する町長の環境の保全の見地からの意見

このことについては別添のとおりであるので、その内容に十分留意するとともに、適切に対応して準備書に反映させること。